安全の手引き

令和７年２月

在バングラデシュ日本国大使館

目次

はじめに ..... - 3 -
当国の日常「すべからず集」（被害を避けるために） ..... - 4 -
Ⅰ．安全対策の基本的ポイント ..... - 5 -
１．脅威の種類 ..... - 5 -
（１）緊急事態 ..... - 5 -
（２）テロや誘拐 ..... - 5 -
（３）一般犯罪 ..... - 5 -
（４）その他の脅威 ..... - 5 -
２．先行的な安全対策 ..... - 5 -
（１）未然に防ぐ心構え ..... - 5 -
（２）常日頃からの不測の事態への準備（予防対策） ..... - 6 -
（３）緊急事態発生後の対応について ..... - 6 -
（４）一般犯罪の事件発生後の対応について ..... - 8 -
Ⅱ．当地における安全対策 ..... - 8 -
１．緊急事態対策 ..... - 9 -
２．テロ・誘拐対策 ..... - 9 -
（１）テロ ..... - 10 -
（２）誘拐 ..... - 10 -
（３）脅迫 ..... - 11 -
（４）爆発物（不審物） ..... - 11 -
３．一般犯罪対策 ..... - 11 -
（１）住居における安全対策 ..... - 12 -
（２）外出時における安全対策 ..... - 15 -
４．その他の安全対策 ..... - 16 -
（１）抗議活動・集会 ..... - 16 -
（２）ハルタル ..... - 17 -
（３）交通事故 ..... - 17 -
（４）サイクロン・洪水 ..... - 17 -
（５）地震 ..... - 18 -
（６）感染症対策 ..... - 18 -
Ⅲ．当国における安全情報 ..... - 21 -
１．一般情報 ..... - 21 -
（１）特に注意を要する地域 ..... - 21 -
（２）写真撮影を制限している地域 ..... - 21 -
（３）犯罪に巻き込まれやすいとされる地域（ダッカ市内） ..... - 21 -
２．警備会社情報 ..... - 22 -

３．当国の安全対策関連法令.....- 22 -
（１）麻薬取締法（Narcotics Control Act）.....- 22 -
（２）交通関係法令.....- 23 -
（３）通関関連法令.....- 23 -
（４）アルコール規制.....- 23 -
４．緊急連絡先電話番号.....- 25 -
（１）ダッカ（市外局番０２）.....- 25 -
（２）チッタゴン（チョットグラム）（市外局番０３１）.....- 29 -
Ⅳ．当館からの安全情報.....- 29 -
１．領事メール（邦人安全情報）の配信.....- 29 -
２．当館ホームページ.....- 30 -
別添１　緊急事態に備えてのチェック・リスト.....- 31 -

はじめに

当国在留邦人や邦人旅行者などが事件や事故に巻き込まれた場合、当館は邦人保護の観点から可能な限り必要な措置を講じますが、皆様が当国で安心安全に生活するためには、一人ひとりが日頃から安全対策に対する意識を高く保持することがとても重要です。自分自身が事件や事故の当事者とならないよう、日々刻々と変わる治安情勢を的確に把握した上で、緊急事態が発生した場合にはどのように行動すべきか事前に確認しておくなど、「自分の身は自分で守る」との心構えで、行動することが大切です。

当国の在留邦人数は、２０２４年１０月現在９６５名（在留届提出分）であり、ダッカやチッタゴン（チョットグラム）などの都市部のみならず、地方都市に至るまで広範囲に滞在しています。

かつて外国人を狙ったテロ事件が少なかった当国も、２０１５年に入り、都市部で外国人殺害事件が発生したほか、地方では邦人が殺害される銃撃事件が発生しました。２０１６年７月１日には、武装集団がダッカ市内のレストランを襲撃し、日本人７名を含む２０名（うち１８名が外国人）以上が殺害される凄惨なテロ事件が発生しました。その後は、治安当局の集中的な取り締まりもあり、事件後は邦人や外国人が被害に遭うテロなどの事件は発生していません。

２０２４年７月から８月にかけて国内各所で発生したデモ活動等の抗議行動の激化により、多数の死傷者が発生しました。８月の暫定政権樹立後、政変時と比べ情勢は落ち着きを取り戻していますが、散発的なデモや集会が行われており、思わぬ抗議活動が発生する可能性に引き続き注意が必要です。日本人・日本権益が巻き込まれたり、標的となり得ることを認識するとともに、最新の治安・抗議活動・テロ情勢に関心を持ち続ける必要があります。

本手引きは、在留邦人の皆様が犯罪事件などに巻き込まれないための一つの指針として、緊急事態時に最低限気をつけていただきたいポイントを記しています。皆様の安全対策の一助となれば幸いです。

当国の日常「すべからず集」（被害を避けるために）

・なるべく目立たないようにする。
※当国では、外国人というだけで目立ってしまいますので、なるべく目立たないようにすることが、誘拐を含めて犯罪から身を守る一つの有効な手段となります。

・女性が外出する際には、肌の露出が多いものや、刺激的な服装はしない。華美な装飾品は身につけない。

・特に公の場で宗教的・政治的な論争はしない。
※特定スポーツ（サッカー、クリケットなど）に対する不用意な発言等はしないようご注意ください。

・現地人の「ノー・プロブレム」、「オーケー」を無条件に信用しない。
※内容を理解せずに言っていることが多い。

・手荷物は絶対に身体の近くから離さない。

・夜間の一人歩きは絶対せず、また、移動にはできる限り自家用車やハイヤーを利用し、やむを得ない場合でも、特に夜間・早朝のリキシャ、CNG、一般タクシー、Uberタクシーの利用を控える。

・不用意に名刺を渡さない。また、特に自宅、携帯電話番号は安易に教えない。

・自宅で、商談、事故の示談などは行わない。

・不自然なまでに親切な人は容易に信用しない、気を許さない。

・夜間郊外バスや夜行列車の利用は極力避ける。
※特に夜行バスの場合、交通事故の危険に加え、強盗団（ダコイト）から被害を受ける可能性が非常に高い。

・国内河川では、ロンチ（Launch）と呼ばれる長距離乗客船が広く利用されているが、安全性に問題がある設計に加え、往々にして定員を遙かに上回る乗客を乗せるため、暴風雨時の沈没事故が頻発しているので、可能な限り使用は控える。

Ⅰ．安全対策の基本的ポイント

１．脅威の種類

安全対策の基本的なポイントは、脅威に応じた安全対策を心掛けることです。そのためには、「脅威」を種類別に区別して分析し、それぞれに応じた安全対策を考えていくと、対策方法が明確になります。

ここでは脅威の種類を「（１）緊急事態」、「（２）テロや誘拐」、「（３）一般犯罪」、「（４）その他の脅威」の４種類に区分して考えてみます。

（１）緊急事態

戦争や内乱、クーデターなどは、政治や治安情勢などで事前兆候がある一方、一旦発生すれば個々の自助努力で安全を確保することが困難です。

また、地震や洪水、サイクロンなどの大規模な自然災害も、個々の自助努力のみでは対応が困難であり、情勢不安につながる危険性もはらんでいます。

（２）テロや誘拐

この脅威は、大部分が予測困難で突発的に発生するため、個々の努力で予防することはなかなか困難です。しかし、日頃から危機管理意識を高めることで、ある程度被害を避けることも可能であり、安全確保を第一に慎重な行動が求められるものと言えます。できるだけ目立たないように行動し、テロの標的となりやすい場所には近づかないことが重要です。

（３）一般犯罪

この脅威は、最も頻繁かつ身近で発生するものですが、個人が注意することにより、ある程度未然に防止することができます。

（４）その他の脅威

上記以外の脅威としては、暴動やハルタル（商店や交通機関の休業・休止を伴うゼネラル・ストライキ)、交通事故などがあります。この脅威も、個人が注意することである程度未然に防止することができます。

（１）～（４）の脅威に対して、日頃から安全対策を講じておくことが重要です。

２．先行的な安全対策

安全対策を行う際は、「（１）未然に防ぐ心構え」、「（２）常日頃から不測の事態に対する準備（予防対策)」、「（３）事件発生後の適切な対応」の３段階に整理して、各段階でなすべきことを明らかにしておくことが大切です。

特に重要なポイントは、具体的な安全対策を日頃から意識して行動することです。

（１）未然に防ぐ心構え

（ア）常に慎重に落ち着いて、細心の注意を払い行動すること

（イ）身の回りで平時とは違う兆候を察知すること

（ウ）治安情報をできるだけ幅広く収集すること

（エ）目立つことのないように努め、人目につきやすく警備が手薄かつ外国人が多く集まるレストランやカフェ等、警察関連施設、政治関連施設、公共交通機関、宗教施

設など、テロの標的となり得る場所をできるだけ避ける。訪問先においては、周囲の警戒を怠らず、非常事態発生時を想定し避難経路を確認するとともに、不審な状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる。

（2）常日頃からの不測の事態への準備（予防対策）

ア　防犯設備（自宅、会社、事務所など）の整備

イ　備蓄品（食料や水など）の準備や貴重品（含：旅券や外貨現金など）の管理

ウ　情報収集手段の確保

※新聞やテレビ、インターネット、ラジオ、当館からの邦人安全情報などを通じ、平素から治安情報を幅広く収集しておくことが大切です。

エ　自動車の整備点検（含：燃料の確保）

オ　緊急連絡先（所属先・当館・親しい友人・知人）・連絡手段の確保・確認

※ダッカ、チッタゴン（チョットグラム）日本人会会員の方は、各々日本人会で緊急連絡網を整備していますので、常に最新版を入手し、自分の連絡先が正しいか否かを常に確認してください。なお、加入されていない方は、当館、親しい友人・知人の連絡先をメモしてください。

※緊急連絡網は電話設置場所か、いつでもすぐ取り出せる場所に保管してください。緊急連絡網はできる限り一種類にすることが望ましいです。不足の箇所は各人で追記したり、重要と思われる部分をアンダーラインしたりして、各自で使用しやすいよう工夫することをお勧めします。

カ　国外脱出方法の確認（空路、陸路。空路の場合には、出国先、出国先入国査証の有無の確認、必要な旅券残存期間など）

キ　各種保険への加入

※当地では保険制度が確立されているとは言えませんが、自動車保険、火災保険など、一応の保険加入は可能ですので、家主などとも相談の上、適当な保険に加入することをお勧めします。

ク　チェック・リストの作成

※別添の「緊急事態に備えてのチェック・リスト」を御参照ください。

（3）緊急事態発生後の対応について

ア　連絡方法

緊急事態が発生した場合、当館では緊急対策本部を設置し、皆様の安否確認や、自宅待機の指示や国外退避のタイミングなどの情報提供を行います。その際、当館から在留邦人の皆様に対しては、以下の方法でご連絡します。

①　メールや通常電話回線による連絡が可能な場合

在留届を当館に届け出ている在留邦人の皆様、たびレジに登録している邦人の皆様に対して、当館より緊急一斉通報をメールで行います。また、電話による安否確認などを行うこともありますので、在留届やたびレジの登録をする際には、必ず携帯電話番号をご登録ください。また、登録情報に変更が生じた場合

には、必ず登録情報の変更をお願いいたします。

さらに、ダッカ日本人会、チッタゴン（チョットグラム）日本人会に加入されている皆様に対しても、両会の緊急連絡網を通じて連絡を行います。

② 通常電話回線による連絡が困難な場合

○当館、日本人会事務局、日本人学校、主要ホテルなどに連絡事項を張り出します。

○ＮＨＫの海外放送（ＮＨＫワールド・ラジオ日本）で情報収集をしてください。

【ＮＨＫワールド・ラジオ日本】

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/japanese/radio_japan/

※時間帯により周波数が変わります。また、年２回春と秋に周波数を変更しています。

○ＮＨＫワールドプレミアムでも、現地情勢などが報じられますので、ご確認ください。

イ 自宅待機

緊急事態が発生した際は、外出が困難かつ危険になり、一定期間自宅待機を余儀なくされる場合が予想されますので、飲料水や食料、生活用品の備蓄についても平素から準備しておく必要があります。特に、食料については、賞味期限に注意しながら適宜買い替えるなどの措置が必要です。

また、平素から当館を含む外部との連絡体制の確保に努め、複数の邦人の方と普段から連絡を取り合うよう努めてください。また、現地スタッフなどをメッセンジャーとして利用するなど、通信が遮断した場合における代替連絡手段について予め検討しておくことも必要です。

ウ 国外脱出・国外退去

国外退避のタイミングについては、状況の推移を見ながら当館から皆様にご連絡しますが、危険を察知した段階で、皆様の判断で退避の方策を予め検討しておくようお願いいたします。特に同伴家族や高齢者、病人などは、早めの措置が重要です。

なお、これまでは、当国から国外に退避する方法としては、タイやマレーシア、シンガポール、香港等への空路での出国が想定されていましたが、中東方面への出国もあり得ます。また、陸路でインド（コルカタ、アガルトラ）、空路でインド、ネパールへの出国も考えられます。出国先によっては、査証の取得の要否など予め確認しておくことも必要です。また、空路については、情勢が緊迫してくると商用便の運航自体が困難になりますので、運航状況を航空会社に確認しながら、出来るだけ商用便が運航しているうちに退避することが重要です。

治安情勢が急激に悪化し、緊迫した情勢になりますと、空港へ向かうことすら危険な状況となる場合も予想されます。万一、脱出のタイミングを失した場合には、当館から指示する場所に集結していただき、安全を確保することになります。

（４）一般犯罪の事件発生後の対応について

・事件が発生した場合には、できる限り早めに被害届を最寄りの警察署に提出するか、緊急ダイアル「９９９」に連絡してください。また、些細な事件であっても、当館（領事班、警備班）へ御連絡（＋８８０－２－２２２２－６００１０）ください。邦人が巻き込まれた事件・事故については、状況により当館から当国政府に対し、邦人の生命・財産の安全確保の観点から再発防止の徹底を申し入れます。さらに、事件発生の状況について、在留邦人の皆様に領事メールや当館ホームページで周知し、日頃の防犯対策に役立てています。

なお、保険請求のための資料として、警察などに被害届を提出して被害証明書を入手することも大切です。

※　被害届は、被害発生地を管轄する警察署に提出することが原則です。御自宅、事務所などを管轄する警察署をあらかじめ御確認ください（ダッカ・チッタゴン（チョットグラム）の警察署名・電話番号は、Ⅲ．５．に記載のとおりです。）。

・万一、人質事件の被害に遭遇した場合は、以下の対応を心掛けてください。

① 抵抗は極めて危険な行為であるので、ひたすら受忍する。
② 過度な解放要求や犯人を刺激する行動はしない。
③ 強い意志と辛抱強く待つ覚悟を持つ。
④ 救出作戦時は床に伏せる。
⑤ 解放された後は、犯人と誤認されるような行動をとらず、治安機関の指示に完全に従う。

Ⅱ．当地における安全対策

２０２４年７月から８月にかけて国内各所で発生したデモ活動等の抗議活動の激化により多数の死傷者が発生し、同国政府は外出禁止令を発出の上、大規模な警戒態勢を敷いていましたが、８月５日、ハシナ首相（当時）の辞任、暫定政権の樹立の表明を受け、外出禁止令は軍によって解除されました。８月８日の暫定政権樹立以降、暫定政権は法と秩序の回復を最優先課題と位置づけ、法執行機関による治安改善の取り組みが強化されており、夏の政変時と比べ情勢は落ち着きを取り戻していますが、散発的なデモや集会が行われ、思わぬ抗議活動が発生する可能性があり、引き続き注意が必要です。また、抗議活動のうち、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）は暴動化する可能性も否めませんので特に注意が必要です。

邦人に関わる事件・テロについては、２０１５年１０月にはロングプールにて邦人男性が銃撃され、殺害される事件が発生しました。さらに、邦人殺害事件以降、外国人襲撃、警察官襲撃、宗教関連施設での爆発事件の発生など、テロ事件が連続発生しました。そのような中、２０１６年７月１日、ダッカ市内のレストランで、数名の武装集団が日本人７名を含む２０名（うち１８名が外国人）以上を殺害、多数が負傷する凄惨な襲撃テロ事件が発生しました。いずれの事件も、バングラデシュ政府から非合法組織として活動禁止となったネオ・ジャマトゥル・ムジャヒディン・バングラデシュ（NEO-JMB）の犯行とみられており、同組織が発出したとされる動画では、指導者が背教者の排除を訴え、外国人に対

する更なる攻撃を示唆しています。同事件以降、テロは未然に防がれ、外国人を巻き込むテロは発生していません。しかしながら、過激派の摘発は絶えず継続されており、未だ国内に過激主義者が潜伏する可能性は排除されず、テロの潜在的脅威は引き続き存在しています。加えて、２０２３年中、バングラデシュを拠点とする新たな過激派組織が確認されているため今後もテロ情勢を注視していく必要があります。

なお、「治安の悪い地域に近づかない」、「現地雇用者や使用人と良好な関係を築き、現地人などから個人的な恨みを買わない」、「平素から慎み深く細心な行動を心掛ける」、「できる限り目立たないようにする」なども大切です。

こうした情勢を踏まえ、先に分類した４種類の脅威への対策については、以下の通りです。

１．緊急事態対策

現在、当国において戦争、内乱、クーデターなどの発生は予測されていませんが、政治面・治安面で不安定要因が存在しています。したがって、万一の緊急事態を想定して日頃から物心両面の準備を行うことが大切です。デモなどが暴動に発展する危険性も十分想定する必要があります。いずれにしても、緊急事態の発生までには何らかの事前兆候がありますので、政治・治安情勢に関する情報を入手することが重要です。

当館は、普段から治安情報に関する情報収集・分析を行っていますので、緊急事態の発生を認知した場合や発生が予測される場合には、可能な限り速やかに皆様に対し、当館から領事メールを発出します。

また、緊急時には、当館としても全力で皆様の安否確認に努めますので、在留届・たびレジの提出・登録、連絡先の確認、転出の際の通報などに御協力をお願い致します。安否照会のベースになるのは「在留届」ですので、当国に３か月以上滞在される方は、必ず届け出てください。なお、提出後に住所、電話・ＦＡＸ番号、メールアドレスなどの変更、同居家族の追加、帰国・他国への転出などが発生した場合は、遅滞なく登録情報の変更手続きをしてください。

なお、在留届については、外務省ホームページから届け出や変更などの手続きができますので、御利用ください。

【オンライン在留届（ORR ネット）】
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

また、出張や観光など一時的に滞在される方、会社関係者で社員の安全情報入手を希望される方は、「たびレジ」に御登録ください。安全情報の配信が受けられます。

【たびレジ】　https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

２．テロ・誘拐対策

テロ、誘拐の防止対策の一環としては、「行動パターンを画一化しない」、「他人から

恨みを買わない」、「常に身の回りの変化に気を配る」、「子供は絶対に自宅の敷地外で遊ばせない」などについて、日常から注意を払うことが必要です。

また、テロ、誘拐などに関する各種参考情報については、以下の海外安全ホームページでも御紹介しています。

【外務省海外安全ホームページ】　http://www.anzen.mofa.go.jp/

（1）テロ

２００１年９月の米中枢同時多発テロ以降、世界の至る所でテロ発生の危険性が指摘されています。

当地においてもイスラム原理主義過激派などのテロ組織が存在しており、国際テロ組織とのつながりが指摘されているものもあります。また、前述のとおり、２０１６年７月１日には、ダッカ市内で、日本人７名を含む２０名以上が武装集団に殺害されるテロ事件が発生しました。

テロは様々な形態で、予期せぬ形で発生することが多く、特にソフト・ターゲット（警備や警戒が不十分な人や場所）が狙われやすい傾向にあります。したがって、家族を含めて身辺はもとより、自宅、事務所などについても常に警戒を怠らないことが重要です。

以下の注意すべき点を参考にしてください。

ア　宗教的に特別な意味を持つ祝日、記念日、期間や宗教的行事（ビッショ・イジュテマ、ラマダン月（特に金曜日）、ラマダン明けのイードなど）・集会などが開催される場合には、外出を控える。

イ　目立つことのないように努め、人目につきやすく警備が手薄かつ外国人が多く集まるレストランやカフェ、欧米関連施設、政府関係施設、警察関連施設、政治関連施設、公共交通機関、宗教施設、ショッピングモールなどの、テロの標的となり得る場所をできるだけ避ける。訪問先においては、周囲の警戒を怠らず、非常事態発生時を想定し避難経路を確認するとともに、不審な状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる。

ウ　集会やデモが行われている場所には決して近づかない。

エ　夜間、早朝の外出、移動は控える。仮に夜間、早朝に外出する場合の移動手段は車両にする。

オ　車両駐車時を含め、車両の不審者や不審車両（バイクなどを含む）が近づかないよう留意する。車両乗降時には、特に慎重に周囲と車両の状況を確認する。

カ　日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を常に変え、狙われにくくする。

キ　夜間の長距離移動はできるだけ避け、移動にあたってはできるだけ明るい時間帯を選ぶように注意する。

（2）誘拐

最近は、外国人が誘拐される事件は発生していません。しかし、２００５年１０月には、邦人男性が軟禁され身代金を要求される事件が、２０１９年９月には、邦人バ

ックパッカーがダッカ市内から北部方面に向かう長距離バスに乗車していたところ、複数のバングラデシュ人に拉致、逮捕監禁され、所持金等を強奪される事件が発生しました。邦人を対象とした誘拐事件発生の可能性は今後も考えられます。

また、バングラデシュ人を対象とした誘拐事件については、全土で多数報告されており、富裕層を対象とした身代金目的のもの、貧困層の年少者を対象とした労働力搾取目的のもの、政党支持者を対象とした政治目的のものがあります。

以下に、注意すべき点を挙げましたので参考にしてください。

ア　通勤・通学経路、出社・退社時間など、毎日同じ行動パターンを取らない。

イ　誘拐事件は、同じ行動パターンになりやすい自宅や勤務先付近などで発生する確率が最も高いことに留意する。

ウ　なるべく目立たないよう、現地にとけ込んだ行動をとる。

エ　使用人や外部の者に対して、出張、休暇を含む日程を無造作かつ前広に教えない。

オ　子供が登校時にスクールバスを利用する場合、バスの運行が遅れた場合でも子供だけが屋外で待つことがないよう、バス到着までは保護者も一緒に待つ。

（３）脅迫

特定会社・団体のみならず、個人も脅迫の標的になります。単なる嫌がらせ目的の場合もありますが、いかなる形であれ脅迫を受けた場合には、軽く受け流すことなく、慎重に対応する必要があります。なお、対応におけるポイントは次の通りです。

ア　パニックにならず落ち着いて対応する。

イ　脅迫の事実は、最小限の関係者以外には絶対に口外しない。

ウ　何らかの要求を伴ったものか否かなど、脅迫の目的を見極める。

エ　脅迫の内容を精査した上で、脅迫が実行されにくい対応を考える。

オ　思いつきの判断では対応しない。

（４）爆発物（不審物）

２００３年にはダッカ日本人学校付近で、２０１９年１月にはバリダラＤＯＨＳで爆発物が発見、押収されており、在留邦人の皆様にとっても身近な問題となっています。爆発物については、「触らない、踏まない、蹴飛ばさない」が原則ですので、不審物を発見した際には、速やかに現場を離れ、警察に連絡してください。また、「爆弾を仕掛けた」と通報を受けた際には、偽の通報であると頭から決めてかからず、その場を速やかに離れるなど迅速かつ慎重に対処してください。

３．一般犯罪対策

最近の犯罪統計は公表されていませんが、報道等によれば、ダッカ市内でティーンギャングと呼ばれる１０代の若者を中心とした集団犯罪による強盗、恐喝、麻薬密売などを含む様々な犯罪行為が増加しています。ティーンギャング間の麻薬密売抗争に一般市民が巻き込まれ銃撃される事件も発生しています。同ギャングによるもの以外でも、依然として、誘拐、殺人、強盗などの凶悪犯罪は発生しているとの報道がなされています

ので注意が必要です。一般犯罪については皆様にとって、特に留意すべき脅威という観点から、「（１）住居における安全対策」、「（２）外出時における安全対策」に区分して、それぞれの注意事項を挙げます。

（１）住居における安全対策

過去には、グルシャン警察署管轄（グルシャン、ボナニ、バリダラの３エリアで半径約１．５ｋｍ）内の外国人住居エリアで、強盗や侵入窃盗などの注意すべき犯罪も発生しています。

そのため、特に「(ア）侵入窃盗（強盗)」、「(イ）使用人による窃盗」、「(ウ）休暇期間中の盗難」を予防することが大切です。

ア　侵入窃盗（強盗）対処

侵入窃盗（強盗）は、場合によっては命に関わる惨事になりかねないので、特に注意が必要です。当地において侵入窃盗に入られたケースとしては、使用人の手引きによるものが多いようです。

侵入窃盗の対策には、「①泥棒の目標とならない」「②泥棒に対して侵入困難と思わせる」「③泥棒に侵入された場合には適切な対応をとる」の３つに分けて対策を講じる必要があります。

①　泥棒の目標とならない

○　家主の人間性をよく把握する。

○　使用人に恨みを買わないよう注意する（特に解雇時)。

○　使用人を通じて、自らの情報が漏れ伝わることの無いよう留意する。

※　使用人の故意によるもののみならず、使用人が「主人は旅行に行く」「寝室で多額の金銭を見たことがある」などと不用意に外部に漏らしてしまう可能性があります。

※　自分のことを第三者に口外しないよう日頃からよく指導し、自分の行動予定などについては、必要以上のことは言わないことが大切です。

○　使用人へ伝達する情報の内容に留意する。

※　自宅にお金を置いていないと思わせることが重要です。使用人の給料支払いの際に「金は職場にいつも置いてあるので、事務所が閉まったから払えない」などと伝えておくことは効果的です。また、使用人から金借の要求があった際には直ぐに応じるのではなく、「銀行から引き出して貸す」などと答えることも、効果があります。

○　同じ行動パターンを取らない。

②　泥棒に対して侵入困難と思わせる

【独立家屋の場合】

○　住居の選択は、なるべく在留邦人、外国人が多い地区を選ぶ。

※　三方が在留邦人や外国人の居住家屋になっているものが好ましく、公園や空き地に隣接する家屋は要注意です。また、近年、ダッカ市内の外国人居住区であるバリダラ地区、グルシャン地区、ボナニ地区などでは建築ラッシュを迎えており、工事作業員が侵入窃盗を試みる事件が多くなっているので注

意が必要です。

○　外壁を強固にする。侵入者が乗り越え易い箇所は、障害物（鉄条網や忍び返し）で補強する。

○　照明を設置して敷地内を明るくし、敷地内には警備員や番犬を配置し不審者に対する警戒に努める。

※　警備員を雇用する。但し、それだけで安心は禁物。警備員の居眠り防止策や定位置、邸内の見回り、不審者発見時の対応要領などを教育する必要があります。

○　住居侵入口の弱点を防止する。

※　当地住居の共通的欠点として、クーラーが以前取り付けてあった箇所がベニヤ張りとなったままで侵入口として使用されやすいので補強する必要があります。

※　当国窓グリルは一般的に細いです。また、グリルが窓枠にしっかりとネジ止め固定されていない物があるので要注意です。窓グリルは窓の内側に取り付けた方が有効です。

※　当地家屋の窓グリルや塀グリルは、複雑なデザインの物が多いです。デザインが複雑なため溶接部位がたくさんあり、そうした溶接部位はペンチなどで容易に切断できます。当地では、雨天日に侵入窃盗が多く発生していることから、泥棒はグリルの切断音を雨音で消そうと考えているようです。

○　２階部分への侵入を防止する。

※　熱帯植物が２階部分まで伸びている場合、家主と相談の上、除去することが望ましいです。また、庭に放置されたハシゴを利用して２階部分に侵入されるケースもあるので注意が必要です。

【アパート（フラット）の場合】

○　訪問者の身元を確認する。

※　通例、世帯毎ではなく、アパートとして門番・警備員を配置しているケースが多いですが、訪問者をアパート内に通す際は、必ず事前に来訪者の氏名、目的を連絡させ、許可無き者は入場させないよう門番・警備員に常日頃から指示を徹底する必要があります。また、室内に入れる際は、直ちに扉を無造作に開けるのではなく、のぞき穴で相手の氏名、訪問目的を確認した上で入れることが肝心です。

【独立家屋・アパート（フラット）共通】

○　玄関、寝室扉を強固にする（蝶番、チェーンロック、かんぬきなどの設置）。

※　常日頃から、玄関、寝室扉の施錠状況を確認すべきです。当地家屋の寝室扉は外開きの物が多いですが、外開きは蝶番が壊されればいくら頑丈な施錠をしても無意味になりますので、内開きとすることが望ましいです。寝室内側からの横門鍵が安価で効果的です。

○　ベランダ、窓、屋上からの侵入防止策を講じる。

※　地上に近い階の場合には、ベランダ、窓からの侵入、最上階の場合には、屋上からの侵入に十分注意する必要がありますので、窓グリルを取り付けるなどの工夫が必要です。

③　泥棒に侵入された場合の適切な対応

○　不審な兆候を察知した場合、主寝室（避難室）に待避し、物音がしても不用意に様子を見に行かない。

○　寝室から外部に電話などで連絡する。

※　平素から外部との緊急連絡が出来るよう携帯電話や緊急連絡網などについては、寝室内で保管してください。

○　泥棒と対峙した場合、決して抵抗せず、両手を挙げて相手の目を見ず、ゆっくりとした動作で机やタンスの引き出しなどに予め準備して置いた現金などを出す。

※　当地でも銃器を用いた犯罪は増加しています。不用意に抵抗すると危険なので呉々も注意が必要です。

イ　使用人による窃盗対策

使用人に物を盗まれるのは、使用人を過度に信頼しすぎて盗難されるケースと、使用人の恨みを買って盗難されるケースの２通りがあります。

①　良い使用人を雇う

○　使用人を雇うときは、一般的な公募によらず、信頼できる人から紹介を受ける

※　後々の犯罪捜査に必要となるため、雇用時には、履歴書や身分証明書、家族、実家の連絡先など、使用人に関しての詳細な情報を収集してください。

○　貴重品などは使用人が容易に立ち入れない部屋などに保管し、きちんと施錠する。

○　常日頃から使用人の言動に注意する。特に休暇前後の言動の変化に注意する。

②　適切な管理

○　甘すぎず、厳しすぎず、現地事情に詳しい人の例を参考にして適切に管理する。

※　毅然とした態度をとり、雇用者は誰であるかをはっきりさせ、問題があればその都度指摘することが重要です。小さな契約違反なども見逃さず、いつも注意深く見ていることを使用人に意識させることも必要です。

○　使用人のプライドを傷つけるような言動や行動はしない。

○　複数の使用人を雇う場合は責任者を指定する。

③　物品など紛失後の適切な処置

○　物品などが無くなったとしても、直ぐに犯人扱いしない。

○　物品などの置き場所を忘れたととぼけて、一緒に探させると物が出てくることもある。

○　じっくりと調べて無くなっていることが確実である場合は、警察に届ける

ウ　休暇期間中の盗難予防

当地では、休暇で不在にしている期間中の盗難が多いようです。従って、前述した注意事項と関連して、休暇期間の対策を考えておくことが重要です。

①　行動日程

○　使用人などに対して休暇日程を早くから漏らさない。

②　警備体制は現行通りが原則

○　使用人などに過度の長期休暇を与えない。

○　警備員は不在の間だけに限る雇用はしない。

③　不在の間、住居は完全閉鎖が原則

○　使用人を住居に住まわせるのは、よほど信頼できる場合のみとする。

○　住居の鍵を信頼できる知人に預け、時々住居の状況点検を依頼する。

④　自動車の管理

○　職場か友人宅に保管することが望ましい。

○　自動車の点検・整備はドライバーに任せず、友人などの監督の下で実施させる。

⑤　貴重品などの適切な保管・管理

○　貴重品は携行する。もしくは信頼できる友人に預ける。

○　カーテンなどで遮蔽し、外側から室内が見えないようにする。

⑥　連絡手段の確保

○　異常事態発生時、誰（友人など）に連絡すべきかを使用人に明示しておく。

⑦　関係者以外の者の敷地内立入禁止

○　使用人や警備員に立ち入りを許可する者について明示しておく。

○　留守中には、外装工事などを行わせない。

※　過去には、邦人宅で留守中に１階客間にあったＡＶ機器などが盗難される事件が発生しています。窓外から長い引っかけ棒のような物で引き寄せ、窓グリルの隙間からビデオデッキなどを盗んだものと考えられます。この際、この邦人宅では家壁の塗装工事を業者に依頼していました。

（２）外出時における安全対策

外出時の留意事項は非常に多いことから、過去に在留邦人などが外出中に被害にあった実例とともに教訓事項を紹介します。

ア　これまでの犯罪事例

①　車両で移動していた邦人（企業関係者）が渋滞に巻き込まれていたところ、突然、木刀などを持った５～６人の暴徒に車両を取り囲まれ、襲撃を受け、窓ガラスが割られ、車両は大破した。

②　邦人男性（旅行者）が、国立博物館にて展示品を観ていたところ、見知らぬバングラデシュ人の男から話しかけられた。その後、男からレストランでの食事に誘われ、国立博物館の前でＣＮＧに乗車したところ、犯人から注射針のようなもので背中を刺された。男性は走行中のＣＮＧから飛び降りたが、所持して

いた鞄が破れ、帽子を奪われた。その後、男性は、病院に行き、針で刺された患部などの治療を受けた。

③　邦人企業関係者が車両で移動中、何者かから投石を受け、車外に出たところ、けん銃や鎌を持った複数の者に取り囲まれた。その後、殴打され、所持金を強奪された。

④　邦人男性がリキシャに乗車中、後方から来た複数の者に所持していた鞄を強奪されたため、同人らを追いかけ、所持品の返還を求めたところ、後ろから来た別の者に太ももをナイフで刺され負傷した。

⑤ 邦人企業関係者が車両に乗車し、踏切で電車の通過待ちをしていたところ、突然車両に対しこぶし大の石が投げ込まれ、車両前方のガラスが破壊された。

イ　教訓事項

① 出来る限り自家用車を利用し、やむを得ない場合でも、夜間、早朝のリキシャ、ＣＮＧ、一般タクシー、Ｕｂｅｒタクシーにはできるだけ乗らないようにする。

② 強盗被害にあった際は抵抗しない（犯人は銃器やナイフを持っている可能性がある。）。

③ 人通りの少ない場所、時間は避ける。

④ 不審な行動をする人、車（何度も同じところを行き来する。長時間同じ場所にいるなど）に注意する。

⑤ 車両に乗車する際は、常時窓は閉め、ドアを施錠する。

⑥ 外食、買い物などで迎えの車両を待つ際も店舗敷地内で待機し、道端での時間はできるだけ少なくする（特に飲酒時は気が緩むので気をつける）。

⑦ 車両の乗降の際は、周囲に気を配る。

⑧ バッグは道路側とは反対側の手に持ち、万一、ひったくりに遭った際には、引きずられないようにする。

⑨ なるべく一人では行動しない。

⑩　男性であっても油断しない。

⑪ 「自分は犯罪に巻き込まれることはない」との先入観を持たない。

⑫　親切を装い接近してくる者などに対して常に警戒し、安易に不審者の誘いにのらない。

⑬ 見知らぬ者からもらった飲食物を不用意に摂取しない。

⑭ 配車サービス「Ｕｂｅｒ」の利用については、件数は多くないものの、運転手による性犯罪の被害が発生しているところ、できるだけ複数かつ日中の利用が推奨される。

４．その他の安全対策

（１）抗議活動・集会

当国においては、抗議活動・集会が発生することがあり、これまでの抗議活動等では一部暴徒化する事態に発展したことがありますので、十分な注意が必要です。また、

２０２４年７月から８月にかけて国内各所で発生したデモ活動等の抗議活動は暫定政権樹立後、落ち着きを取り戻していますが、散発的に抗議活動が発生する可能性があり引き続き注意が必要です。

「抗議活動・集会など群衆には絶対に近づかない」を念頭に行動することが重要です。もし、こうした抗議活動・集会を見かけた場合には、直ちにその場を離れ、身の安全を第一に慎重な行動をとるようにしてください。

（２）ハルタル

ハルタルとは、政府に対しての反対活動で、人々が学校や企業に行くのを止めたり、電車やバスなど公共交通機関を止めたりする過激なストライキ運動を指します。

最近は、ハルタルの頻度は以前と比べるとかなり少ないですが、２０２４年総選挙の前には頻発しました。ハルタルが実施されるとの情報に接した場合には、その動向に注意して不要不急の外出を控え、危険な場所には近づかないことが大切です。

※　ハルタル中は、商店や公共交通機関が休業する可能性があり、ハルタル支持者などによる走行中の車両への投石などの発生も懸念されます。また、全国各地でハルタル支持者と治安機関との衝突が発生する恐れもあります。特に前日の夜間時間帯は暴力事件が発生する傾向にありますので、当日だけでなく、前日夕方以降も外出を控えるなど、注意する必要があります。

（３）交通事故

当国の交通事情は劣悪であり、運転手のマナーも悪いので、自己防衛のためにも十分な注意が必要です。特にダッカ市内は渋滞がひどく、道路を逆走する車両も多く見られますので、自分で運転することは極力避けてください。また、リキシャ、ＣＮＧなどの逆走、急激な方向転換、歩行者の道路への飛び出しに注意するとともに、飲酒運転は絶対にしないでください。ドライバーを雇用する場合は、日頃からドライバーに対しては予測運転・防衛運転を心掛けるよう指導してください。

人身事故を起こした場合は、群衆に取り囲まれることが多く、身動きがとれなくなることもありますので、状況によっては速やかに事故現場を離れ、安全な場所に避難して身の安全を確保した上で、警察に届け出るなどの事故処理を行うことも一案です。

※　近年、ダッカと郊外を結ぶハイウェイでの車両事故が増加しています。特にハイウェイでは、積載量を遙かに超えたトラックや、危険な追い抜き運転をしている大型バス、反対車線を走ってくる車両などと正面衝突したり、道路外に横転したりするなど、多数の死傷者を伴う事故が頻繁に発生していますので、十分な注意が必要です。

（４）サイクロン・洪水

都市部の外国人居住地域については、最近は大きな被害はありません。しかし、地方では、サイクロン・洪水発生時期の移動には注意が必要です。サイクロン・洪水への備えとしては、食料・水などの確保や停電対策など、長期間自宅待機できる備えが

必要になります。

（５）地震

当国では地震の潜在的危険性が指摘されるとともに、近隣国で地震が頻発しています。２０１６年１月４日には、インド東部を震源（ダッカから東に３５２km）とするマグニチュード６．７の地震が発生しています。当地の住宅は耐震性が乏しく、耐震基準を満たしていない住宅も多く存在します。住宅を選定する際は、周囲の環境、建物の構造や築年数なども確認することが重要です。また、当国は日本のような地震国ではないため、小規模の地震でもパニックが引き起こる可能性があり、デパートなど、人の多い場所で地震が発生した場合には、パニックに巻き込まれないようにも注意してください。

（６）感染症対策

当地では水や食物を介して感染するいわゆる旅行者下痢症の頻度が高いのが一つの特徴です。下痢症は通年リスクがありますが、毎年気温が高くなる３月ごろから５月ぐらいまでコレラを含む下痢症の患者数が増加します。新型コロナウイルス感染症に関しては２０２４年１月現在、非常に落ち着いている状態ですが、再拡大の可能性は完全には否定できません。

また、バングラデシュではダッカを中心とした都市部でも蚊を媒介とするデング熱ウイルスの感染例が多く発生しており、注意が必要です。

つきましては、以下の点を注意するとともに、日頃からの予防、受診に適した医療機関の把握、テレビ・新聞などによる最新情報の入手に努め、ワクチンの接種を含めた感染症対策を心掛けてください。

ア　新型コロナウイルス感染症

※新型コロナウイルスについては、主に厚生労働省、IEDCR（バングラデシュ疫学・疾病管理研究所）やDGHS（保健サービス総局）などの情報を元に記載しておりますが、情報が全て正確である保証はありませんので、ご自身による最新情報の入手に努めてください。

○感染経路

一般的には飛沫・飛沫核感染（くしゃみ、咳、つばなど）、接触感染（汚染されたものに接触した手で自分の目、口、鼻などに触れる）で感染します。閉鎖された空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境で、せきやくしゃみなどの症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるとされています。

○症状

新型コロナウイルスに感染してから発症するまでの潜伏期間は２日から１４日といわれており、発熱、空咳、倦怠感、喀痰、息切れ、咽頭炎、頭痛、下痢などの症状がみられますが、症状がないもの（無症候性）もあります。重度の肺炎となり死亡するケースもあります。

○治療方法

昨今、新型コロナウイルスに有効な様々な治療が行えるようになりました。詳しくは厚生労働省ホームページのリンク：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html
から診療ガイドライン等をご参照ください。現在、当地においても日本とほぼ同様な治療が可能となっていますが、膜型人工肺などの特殊な治療の施行は不可能です。

○予防

感染を予防するためにはワクチン接種が有効と考えられていますが、それ以外にも基本的な感染予防の実施が重要となりますので、以下の予防措置を執るように努めてください。

●不要不急の外出を控え、外出時にはマスクを着用する。
●密閉空間、密集場所、密接場面の「３つの密」を避け、人と人の距離をとる。
●部屋、車内では一定時間ごとに換気を行う。
●うがい、石けんを使った手洗いをこまめに行う。
●人がよく使用し接触するところをこまめに消毒する。

○感染が疑わしい場合

以下の症状がある、または感染の疑いがある場合は人との接触を避け、保健サービス総局（ＤＧＨＳ）が指定している施設で新型コロナウイルスに対するRT-PCRなどの検査を受けることをご検討ください。万一、陽性の場合は、その施設からの指示を受けるようお願いいたします。検査が受けられる病院、検査施設はDGHSのCOVID-19　Dashboad (http://103.247.238.92/webportal/pages/covid19.php)で情報が得られます。

●３７．５度以上の熱が４日以上続いている。
●咳、のどの痛み、頭痛、強いだるさ、息苦しさがある。
●最近接触した人の中に新型コロナウイルスに感染した人がいる。

イ　デング熱

例年７月頃よりデング熱の発症数が増加し、１１月頃まで流行が続く傾向にあります。

２０１９年、２０２２年に流行を認め、２０２３年は、２０００年のＤＧＨＳによるデータ記録開始以降、最多の発症数となり、感染が拡大し多くの感染者や死亡者を認めました。

例年６月下旬よりネッタイシマカが急増し、それに呼応してデング熱発症数が増えますので、十分な注意が必要です。デング熱流行時期は、当地でイエカ（デング熱とは無関係）が大発生する１１月から３月とは相違があることに留意する必要があります。

○感染経路

デング熱はデングウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。感染者を蚊が刺すと、蚊の体内でウイルスが増殖され、その

蚊に他の人が刺されると感染する可能性があります。人から人へ直接感染することはありません。

○症状

デングウイルスに感染してから発症するまでの期間（潜伏期間）は２～１４日（通常３～７日）であり、およそ２～４割の人に発症すると言われています。発症すると３８～４０℃の発熱、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、発疹などが現れます。通常３～５日で解熱し、解熱とともに発疹が現れます。一部の症例では重症化し、血小板の減少をともなうデング出血熱となり生命に関わるほどになります。

○治療方法

現在、デングウイルスに有効なワクチンはその接種がまだまだ一般的とは言いがたい状況です。特異的な治療法はなく、対症療法が行われますが、血小板が低下し、出血を起こしやすくなるので、アスピリンと同系統の鎮痛・解熱剤は控えるべきです。治療には小児にも使われるアセトアミノフェン（海外ではパラセタモールとの名で販売されています）が使用されます。また、重症化した場合、輸血を含む高度な輸液管理が必要となるため集中治療室での治療が推奨されます。蚊に刺された後に発熱、関節痛などが続く、または発疹が出るなど、デング熱を疑う症状が現れた場合には、医療機関への受診をお勧めします。また、帰国後に発症するケースも見受けられますので、医療機関受診時には海外渡航歴を伝えることが重要です。

○予防

蚊に刺されないようにすることが最善の予防方法です。次の点に十分注意の上、感染予防に努めてください。

●デング熱を媒介する蚊は、昼間の時間帯、とくに日の出後および日の入り前の数時間に行動が活発になります。それを踏まえ、外出する際には長袖シャツ・長ズボンを着用して肌の露出を少なくし、肌の露出した部分や衣服に昆虫忌避剤（虫除けスプレーなど）を塗布すると効果的です。昆虫忌避剤は、ディート（ＤＥＥＴ）やイカリジンなどの有効成分のうちの１つを含むものを、商品ごとの用法・用量や使用上の注意を守って適切に使用してください。一般的に、有効成分の濃度が高いほど、蚊の吸血に対する効果が長く持続すると言われていますが、１２歳以下の小児にはＤＥＥＴ１０％以下のものが推奨されます。

●室内でも、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳（かや）などを効果的に使用してください。

●規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつけてください。

●軽度の発熱や頭痛、関節痛、発疹などが現れた場合には、デング熱を疑って、直ちに専門医師の診断を受けてください。

●蚊の繁殖を防ぐため、住居まわりの繁殖場所となる小さな水たまりができる場所（例えば、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿、植木の水受けなど）をなくす環境整備が大切です。

Ⅲ．当国における安全情報

１．一般情報

（１）特に注意を要する地域

ア　チッタゴン（チョットグラム）丘陵地帯

チッタゴン（チョットグラム）丘陵地帯では、１９９７年に政府と先住少数民族との間で和平協定が締結されましたが、歴史的に少数民族の武装グループと軍、ベンガル人入植者と少数民族、少数民族間で対立していることから、治安情勢は常に不安定であり、同地域への渡航は、その是非の検討が必要です。既に滞在中の方は、常に最新の治安情報を入手し、十分な安全対策を講じてください。

近年、更に情勢は不安定になっており、２０２２年にはバングラデシュ治安機関による掃討作戦やミャンマー側から迫撃砲が着弾する事態も発生しています。これに加え、報道によると過激派組織のキャンプが点在しているとの情報もありますので、十分注意が必要です。

イ　国境から５マイルの地域

ウ　軍の施設がある地域

カントンメント（軍の駐屯地）は許可を有する者以外の立ち入りが規制されていますが、間違って中に入ってしまうケースがあります。過去には外国人が、深夜に車を運転していて道に迷い、誤ってカントンメントの中に入っていまい、拘束される事例も発生しています。

（２）写真撮影を制限している地域

ア　空港、港湾施設

イ　発電所

ウ　ラジオ、テレビ局、衛星局

（３）犯罪に巻き込まれやすいとされる地域（ダッカ市内）

ア　外国人居住地区内のマーケットやニューマーケット、グリスタン（国立競技場）の２つのマーケット地区

〇通行人を狙ったスリ、ひったくりなどが多発しています。

イ　ダッカ大学付近・シャハバーグ

〇突発的に学生同士の衝突事件、銃器を使用した抗争が発生しています。

ウ　ファームゲート（エアポート道路沿い）、モハカリ・バス停やモハカリ交差点（マイメンシン道路沿い）、モティジール（商業地区）、プレスクラブ（最高裁付近）

〇反政府活動が実施される際、道路封鎖に伴う交通渋滞や通行中の車両が投石を受けるケースが多々発生しています。

エ　テジガオン、アシュリア、トンギ、ウットラ、ミルプール（縫製工場地区）

〇縫製業労働者が賃上げなどを求めて度々デモを実施しています。

オ　ダッカ市内のオールド・ダッカ地区（外国人がしばしば観光目的で訪れる地区）

〇一般的に治安は良くありません。また、リキシャによる混雑が日常的であり、

地区内での車両通行は困難です。

カ　ダッカ・スタジアム周辺

〇サッカー、クリケット試合などのスポーツに関係する衝突事件が発生します。

キ　ナショナル・モスク周辺

〇毎週金曜日の昼には、多数の信者がお祈りのため集まります。大規模なデモ行進が行われる際、このモスクが出発地点となることが多いです。

２．警備会社情報

最近、当地でも警備会社が増えてきましたが、これらは警備員派遣会社の域を出るものではなく、これら警備会社を全面的に信頼することはできません。契約時に警備員の事故に関する保証は警備会社側にあること、警備会社は警備員の派遣と警備員の監督に責任があることなどを明確にさせるとともに、夜間パトロール巡察などの警備員派遣以外の警備サービスはどのようになっているか、不在時に事故があった場合の補償はどこまでするのかなどを、警備会社と具体的に話し合っておくことが重要です。また、警備会社の警備員と言ってもしっかりと教育を受けているわけではないので、自分なりの警備教育、他の使用人を通じての監督が必要です。当地での主な警備会社としては以下の会社がありますが、契約に関しては個人、企業で再度しっかり会社概要や契約内容を確認する必要があります。

※　G4S Secure Solutions Bangladesh

【住所】22 Progati Sharani Block-J, Baridhara, Dhaka

【電話】988-7316～7318

【主な契約先】大使館関係（日本、アメリカ、カナダ、ドイツ、スイス、オランダ、インド、デンマーク、スウェーデン、サウジアラビアなど)、日本人学校など。

※　SECUREX PRIVATE LTD

【住所】22C、 ROAD 4、 BANANI、 DHAKA

【電話】988-0814、 882-1230、 989-4621、 989-4386

【主な契約先】大使館関係（韓国、タイ、フィリピン、モロッコ、イタリア、フランスなど）など。

※　ALSOK Bangladesh Security Services Ltd.

【住所】Bangladesh Special Economic Zone, Sonpara, Panchrukhi Via Rupganj,Araihazar,Narayanganj-1460

【電話】+880-1300-123735

【主な契約先】バングラデシュ経済特区など。

３．当国の安全対策関連法令

ここでは、在留邦人の皆様が知っておくべき当国法令について、概要を説明します。

（１）麻薬取締法（Narcotics Control Act）

近年、ダッカ市内を含め、全国的に薬物事案が増加傾向にあり、同時に被検挙者の

低年齢化も進んでいます。特にダッカ市内では「Ｙａｂａ（ヤバ)」と呼ばれる錠剤の薬物が大量に出回っており、外国人に売買を持ちかける密売グループが存在していると言われています。

当国の麻薬取締法では、禁止薬物の種類や量により刑罰が異なりますが、日本の法律と比較しても極めて厳格な罰則規定があります。例えば、ヘロイン、コカインやコカからの派生物の量が２５グラム以上の薬物を所持または輸入した場合、死刑または終身刑に処せられます。２５グラムに満たない場合でも５～１０年の刑に処せられますので、興味本位でも絶対に手を出さないよう、改めて注意喚起いたします。

（２）交通関係法令

バングラデシュ警察には、緊急事態時に当国にある私有車を徴用できるという車両緊急徴用法（リクイジション法： Requisition Act）があります。当地警察では、ハルタル､選挙､大規模な政治集会やその他の騒擾状態などの緊急事態に際してジープ、マイクロバス、ハイエースなどの車両（一般乗用車は少ない）を最大１週間徴用出来るものとしています。過去には警察の緊急事態の解釈で、国際会議などの緊急事態とは想定し得ない状況においても、本法を適用しているケースが見られました。 なお、本法の対象の主は前述した商用車ではありますが､仮に一般乗用車を徴用された場合、さらにその徴用が解除されない場合には、当館までご通報ください。

（３）通関関連法令

持ち出し禁止製品の定義は大変難しいところですが、一般的にブラック・ストーンやブロンズで造られた仏像類、象牙、ベンガル虎の皮などの持ち出しは出来ません。

また、金や銀の不正持ち込みについては、特別権限法違反に該当し、麻薬同様に極刑もあり得ます。ちなみに、金は２００グラムまで、銀は２００グラムまで申告の上税金を支払えば持ち込み可能です（免税枠はありません。)。１９９６年、日本人旅行者が３ｋｇの金塊を体に隠して持ち込もうとして税関で逮捕され、裁判の結果、懲役５年の判決を受けています。また、最近でも複数の邦人が金を密輸入した疑いで長期間拘束されています。

外国人による外貨の持ち込みや持ち出しについては、１０，０００米ドル相当を超える場合、税関に申告が必要となります。

（４）アルコール規制

ア　当国内における酒類の規制に関しては、不明瞭な点があり、当館から当国関係機関に対して、日本人が国内で酒類を購入する際の規制などについて照会したところ、次のとおり回答がありました。

① 日本人は、在留資格が短期であるか長期であるかに関わらず、当国内における酒類の購入制限はない。

② ただし、日本人が酒類を購入し、または自宅に搬送する場合には、次の点に注意する必要がある。

○　購入者である日本人が、個人的に消費するものであることを証明できるようにする。

○　日本人が購入した酒類をバングラデシュ人に転売するのは違法であり、摘発の対象になる。

○　バングラデシュ人に関しては、酒類に係る国内規制がある。したがって、日本人が大量の酒類を購入・運搬し、かつ運転手以外のバングラデシュ人が同行している場合など、バングラデシュ人への転売の可能性が疑われる場合には、事情聴取を受ける可能性がある。

イ　つきましては、在留邦人の皆様が、当国内で酒類を購入・運搬する場合には、次の点にご注意ください。

なお、運搬途中に検問所などで身柄を拘束されるなどの事態が生じた場合には速やかに当館まで御連絡ください。

① なるべく、一度に大量の酒類を購入しない。

② やむを得ず、一度に大量の酒を購入する場合には、検問所での職務質問に備え、所属する会社からの証明書などを携行する。

③　運転手以外のバングラデシュ人は、可能な限り同行させない。

※　運転手以外のバングラデシュ人が同行した場合、購入者である日本人が購入した酒類を、同バングラデシュ人に転売すると疑われる可能性があります。

④　酒類は、正規の販売店で購入する。

ウ　いずれにしても、バングラデシュはイスラム教国であるため、民衆などの目につく場所での飲酒は控えるべきです。

４．緊急連絡先電話番号

（１）ダッカ

ア　警察

●ダッカ首都圏警察本部（DHAKA METROPOLITAN POLICE）　：01320051998

●緊急：999

●コントロールルーム：01320039439

●ダッカ市内警察署

	Police	Contact Number
1	Adabar	01320040893
2	Airport	01320041880
3	Badda	01320041507
4	Bongshal	01320039872
5	Cantonment	01320041563
6	Chak Bazar	01320039900
7	Dakshin Khan	01320041908
8	Darus Salam	01320041297
9	Demra	01320040544
10	Dhanmondi	01320039555
11	Gandaria	01320040600
12	Gulashan	01320041479
13	Hajaribagh	01320039611
14	Jatrabari	01320040516
15	Kadomtali	01320040572
16	Kafrul	01320041213
17	Kamrangirchar	01320039928
18	Khilgaon	01320040223
19	Khilkhet	01320041535
20	Kalabagan	01320039639
21	Kotowali	01320039816
22	Lalbagh	01320039844
23	Mirpur	01320041129
24	Mohammadpur	01320040865
25	Motijheel	01320040167
26	New Market	01320039583
27	Pallabi	01320041185
28	Paltan	01320040139
29	Ramna	01320039499

30	Rampura	01320040251
31	Sabujbagh	01320040195
32	Sher-e-Bangla Nagar	01320040921
33	Shahali	01320041157
34	Shahbagh	01320039527
35	Shyampur	01320040488
36	Sutrapur	01320039956
37	Tejgaon	01320040809
38	Tejgaon Shipanchal	01320040837
39	Turag	01320041852
40	Uttra East	01320041796
41	Uttar Khan	01320041936

イ　医療機関ガイド

日本人がよく利用していて比較的安心して受診できる医療機関は以下のとおりです。

◎クリニック

●Wahab Medical Practice（ワハーブ・メディカルプラクティス：私立）

〇所在地：House 3, Road 12, Baridhara, Dhaka

〇電話：02-5881-4671/72/73、 01778-630677

〇電子メール：wahabmedicalpractice@gmail.com

〇概要：当地で欧米人からも信頼されており家族 3 人で診療をおこなっています。診療時間以外の対応は困難で現在のところ予約が必須となっています。診察時の使用言語は英語、独語で、診療科目は内科、小児科です。救急対応なし。成人や小児（乳児含む）の健康診断は可能です。ワクチン接種にも力をいれています。診療時間は土曜～木曜日の 8 時から 16 時まで。金曜日休診。支払い方法はタカ（TK）、米ドルによる現金支払いのみです。

◎ 病院

●Evercare Hospital(エバーケア病院：私立)

〇所在地：Plot 81, Block -E, Bashundhara R/A, Dhaka

〇電話： 10678(ホットライン)。

〇URL：https://www.evercarebd.com/

〇概要：２００５年に開院した総合病院で、バングラデシュで初めて国際的な医療評価基準 JCI（Joint Commission International)認証を取得しました。２０２０年４月１日に経営母体が代わり Apollo 病院から改称しました。病院の規模も大きく対応も比較的しっかりしています。診察時の使用言語は英語、ベンガル語、日本語(循環器内科 Dr. A.H.M Waliul Islam)。診療科目は内科、外科、小児科、産婦人科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、神経内科、内分泌内科、胸部外科、心臓外科、整形外科、泌尿

器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、脳外科、眼科、形成外科、精神科、麻酔科、歯科です。外来予約は不要です。緊急時２４時間対応で救急車あり。成人や小児（乳児含む）の健康診断は可能です。診療時間は土曜～木曜日の９時～１７時。金曜日休診。支払い方法は、タカ（TK）による現金支払いやカード（VISA、 Master、 Amex）が使用できます。

●United Hospital(ユナイテッド病院：私立)
○所在地：Plot 15, Road 71, Gulshan -2, Dhaka
○電話：02-2222-62466、01914-001234(救急用)、10666(ホットライン)
○URL：http://www.uhlbd.com
○電子メール：info@uhlbd.com
○概要：２００６年に開院した総合病院で、心臓カテーテル治療・心臓外科手術が可能です。診察時の使用言語は英語、ベンガル語のほか産婦人科では日本語を解する先生（Dr. Naseem Mahmud）がいます。診療科目は内科、外科、小児科、産婦人科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、神経内科、内分泌内科、胸部外科、心臓外科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、脳外科、眼科、形成外科、精神科、麻酔科、歯科です。外来予約は不要です。緊急時２４時間対応で救急車あり。成人や小児（乳児含む）の健康診断は可能です。診療時間は土曜～木曜日の９時～１８時。金曜日休診。支払い方法はタカ（TK）による現金支払いやカード（VISA、Master、 Amex）が使用できます。

●Yamagata Dhaka Friendship General Hospital（山形ダッカ友好総合病院：私立）
○所在地：Plot No.23, Road No.3, Avenue 8, Block H, Banasree, Dhaka、
○電話：01876-069762、 01876-069763（病院受付）、01819-218902(Dr. Rahman)
○電子メール：ban.ydgfh2018@gmail.com
○概要：１９９７年に整形外科医 Dr. Ekhlasur Rahman が日本の援助で開院した日本のシステムを基本とした病院です。診察時の使用言語は英語、ベンガル語、日本語（Dr. Rahman および小林看護師）で、診療科目は整形外科、歯科、内科、外科、呼吸器内科、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、脳外科、眼科、形成外科、麻酔科、ICU(整形外科、歯科、耳鼻咽喉科、呼吸器内科以外は非常勤)です。歯科の Dr. Rahman 実弟の Dr. Omar Ibne Faizur Rhaman と呼吸器内科の Dr. Asif も日本語での対応がある程度可能。外来予約は不要ですが、曜日によってあるいは時間帯によっては診療していない科もあるので事前の問い合わせをお勧めします。緊急時２４時間対応で、成人や小児（乳児含む）の健康診断は可能です。診療時間は土曜～木曜日の９時～１７時(Dr. Rahman)、１７時～２０時（非常勤医）。金曜日休診。支払い方法はタカ（TK）による現金支払いか、小切手が使用できます。

●SHIP International Hospital（旧 Japan East West Mdical College Hospital）
○所在地：Aichi Nagar, JBCS Sarani, Horirampur, Turag, Dhaka, 1711
○電話：019-5850 9222, 10654（ホットライン）
○ホームページ：https://shiphospitalbd.com/

○電子メール：info@shiphospital.com または inquiryjp@shiphospitalbd.com
○概要：日本のシップヘルスケアグループと JICA、バングラデシュの East West 医科大学（Aichi Hospital 創設）が合弁で 2016 年に「Ship Aichi Medical Service Ltd.」を設立し、同医科大学の敷地内にベッド数 650 の新病棟を建設する計画から始まりました。「日本の病院経営のノウハウを活かしつつ、国際水準の医療サービスを良心的な価格でバングラデシュの人々に提供する」ことを目的としており、2018 年には JICA の支援も加わって建設事業が行われています。2020 年 5 月には部分開業の予定でしたが、同時期にバングラデシュ政府より新型コロナウイルス感染症の専用治療施設の一つとして稼働するように指示が下され、ＩＣＵを増設するなどして、所期の目的とは違った形で運営されていました。現在は新型コロナウイルス感染症以外の診療も行っており、2022 年にフルオープンの形で現在の病院になっています。診療時間は土～木曜日 9 時 00 分～17 時 00 分。金曜日休診。緊急時 24 時間対応。診察時の使用言語：英語、ベンガル語、日本語（日本人医療スタッフによる通訳を含む診療支援）。診療科目：内科、外科、小児科、産婦人科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、神経内科、内分泌内科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、脳外科、眼科、形成外科、精神科、放射線科、麻酔科。診療設備として日本式の手術室、ICU、内視鏡室、カテーテル室なども備えます。外来予約不要。成人および小児（乳児含む）の健康診断は可能。支払い方法：タカ貨による現金、および VISA、Master、AMEX によるカードによる支払い。

（３）歯科医院

●TOKYO (SHIKA) DENTAL CHAMBER（東京歯科クリニック）
○所在地：Jabbar Tower (4th Floor) Holding NO. 42, Road NO. 135, Gulshan Avenue, Gulshan-1, Dhaka
○電話： 01703797711
○電子メール：ruman_chowdhury@yahoo.com
○概要：２０１８年に開業。院長の Dr. Ruman Chowdhury は日本での診療・研究歴が長く日本語も堪能。実弟の Dr. Nafees Uddin Chowdhury も診療を行っており、やはり日本語が堪能です。症例によっては複数の歯科医で診療にあたるので、安心感もあります。現金の他、VISA カードによる支払いも可能です。

緊急時の対応と措置

緊急時や重症の場合は、International SOS、Emergency Assistance Japan、WellBe などの緊急医療サービスや各自加入している海外旅行傷害保険の緊急移送サービスを利用して、バンコク、シンガポールなどの施設の整った医療機関で治療を受けることが望ましいです。このため十分な保険金が支払われる海外旅行傷害保険などに加入していることは大変重要です。

ウ　在バングラデシュ日本国大使館

所在地：Plot No. 5 & 7, Dutabash Road, Baridhara, Dhaka
開館時間：午前９時～午後１２時３０分、午後１時３０分～午後５時４５分

領事窓口時間：午前９時～午後１２時３０分、午後１時３０分～午後５時
電話：02-2222-60010
ファックス：02-2222-61591
緊急時の連絡先：特に、閉館時、週末（金、土）、祝日などにおける事件・事故など緊急のご用件（含：旅券紛失）の場合には、緊急電話番号 0961-0998492 まで御連絡ください。

（2）チッタゴン（チョットグラム）

ア　警察

●チッタゴン警察本部（Chittagong Metropolitan Police）　01320057998

●ポリスコントロールルーム　01320057999

●チッタゴン市内警察署

	Police	Contact Number
1	Baijid bostami	01320052530
2	Bakolia	01320052626
3	Bandar	01320052899
4	Chandgaon	01320052449
5	Double Mooring	01320052749
6	Halisahor	01320052776
7	Khulshi	01320052503
8	Kornaphuli	0320052980
9	Kotowali	01320052599
10	Pahartali	01320052803
11	Panchalish	01320052476
12	Potenga	01320052953

イ　病院

●Holy Crescent Hospital

〇電話： 031-620025

●Evercare Hospital Chattogram

〇電話： 10633, 09612310663

Ⅳ．当館からの安全情報

１．領事メール（邦人安全情報）の配信

デモやハルタルなどの治安情報は、当館に在留届の届け出をされている方（メールアドレス登録者）や、たびレジ登録者に対して配信しています（日本語のみ）。

２．当館ホームページ

当館ホームページでは、広報文化関係や安全情報、治安情報なども掲載していますのでご参照ください。

【在バングラデシュ日本国大使館ホームページ】

https://www.bd.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【参考】危険情報の発出

外務省では、海外における日本人の安全対策の一環として、特定の国又は地域の情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安を、次の４段階に区分してお知らせしています。

安全対策の目安	備　　考
「レベル４：退避してください。渡航はやめてください（退避勧告）」	・その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください
「レベル３：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」	・その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります）
「レベル２：不要不急の渡航は止めてください」	・その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください
「レベル１：十分注意してください」	・その国・地域への渡航、滞在にあたって危険を避けていただくため特別注意が必要です

なお、「危険情報」や「感染症危険情報」は、法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではありません。

最新情報は、外務省海外安全ホームページ（ http://www.anzen.mofa.go.jp/）でご確認ください。

（了）

別添１　緊急事態に備えてのチェック・リスト

『在留邦人配布用』

１．旅券

旅券については、渡航先国によっては、入国時に旅券残存有効期間が６か月以上を条件としている国が多くあります。常時６か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載してください。家族で在留されている方は、家族の分として一括して保管しておいてください。また、旅券・査証のカラーコピーを複数用意しておくと便利です。なお、当国における外国人登録証明書、滞在許可証などはいつでも持ち出せる状態にしておいてください。出国許可や再入国許可（これら許可が必要な場合）は常に有効な状態にしておくことが必要です。

２．現金、貴金属、貯金通帳などの有価証券、クレジット・カード

これらのものは、緊急時には旅券同様すぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が１０日間程度生活できる外貨や当面必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。ただし、当国は通貨持ち出し制限がありますので注意してください。

３．自動車の整備と燃料の補給

避難などの移動や邦人間の連絡などに際し、自動車が不可欠となります。

（１）自動車をお持ちの方はタイヤ、ライト、エンジン、バッテリーなどについて常時整備しておくよう心掛けてください。

（２）燃料は常に満タンの状態で使用することに努め、半分になったら給油する習慣を付けることが肝要です。

（３）車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュなどを備えおきください。

（４）なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

４．携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記１．～３．に加え次の携行品を備えて、すぐ持ち出せるようにしてください。

（１）衣類・着替え

（長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美なものでないもの、麻、綿など吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい）

（２）履き物（動きやすく靴底の厚い頑丈なもの）

（３）洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹸など）

（４）非常用食料など

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、

粉ミルクなどの保存食やミネラルウォーターを家族全員が１０日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難の目的で自宅から他の場所へ避難する際にはこの中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルク、ミネラルウォーターを入れた水筒（大型が望ましい）を携行するようにしてください。

（５）医薬品

家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏。

（６）ラジオ

ＮＨＫ海外放送（ＮＨＫワールド・ラジオ日本）、ＢＢＣなどの短波放送が受信できる電池使用のラジオ。電池の予備も忘れないようにしてください。

（７）その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ロウソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾（応急的に椅子に敷くクッションでも可）。